

第2回 水道事業運営審議会 資料

三芳水道企業団

1.年度末内部留保資金の推移

実績 < > 推計

単位：百万円

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
消費税資本的収支調整額	23	32	23	20	30	35	52	44	47	65	38	113	113	101	70	64
当年度発生内部留保資金	373	392	392	380	381	384	405	400	408	406	386	475	475	480	463	476
当年度不足額	-112	-28	-43	-80	-63	-65	-42	46	121	116	100	114	115	94	123	100
留保資金残高	915	887	844	764	701	636	594	640	761	877	977	1,091	1,206	1,300	1,423	1,523
利益剰余金残高(繰越欠損金)	152	140	99	146	158	125	93	14	-79	-149	-250	-449	-613	-806	-1,025	-1,340
年度末内部留保資金	1,067	1,027	943	910	859	761	687	654	682	728	727	642	593	494	398	183

※内部留保資金とは

減価償却費など、実際にお金の支出がない費用計上によって生じた資金を内部留保資金といいます。この資金は、主に施設整備の費用や、これまでに行った施設整備のために借り入れた借金の元金返済の財源として使われます。

この内部留保資金を財源として整備された施設の費用は、その翌年から減価償却費として費用に計上され、また、内部留保資金として積み立てられることとなります。

この仕組みが毎年度繰り返されています。

2.年度内資金残高（現金）の推移

単位：千円

表 1

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	949,888	1,053,990	1,111,924	1,210,818	1,127,785	1,034,726	953,658	1,050,693	973,372	1,078,700	996,155	1,065,698
前月との差	-192,986	104,102	57,934	98,894	-83,033	-93,059	-81,068	97,035	-77,321	105,328	-82,545	69,543
令和3年度	904,137	1,022,932	1,036,268	1,161,588	1,081,951	1,003,584	922,017	1,013,235	904,484	1,028,117	948,349	1,088,270
前月との差	-161,561	118,795	13,336	125,320	-79,637	-78,367	-81,567	91,218	-108,751	123,633	-79,768	139,921
令和4年度	870,159	985,505	1,017,568	1,131,145	989,373	952,362	873,570	980,422	861,095	935,290	849,483	943,865
前月との差	-218,111	115,346	32,063	113,577	-141,772	-37,011	-78,792	106,852	-119,327	74,195	-85,807	94,382

図 1

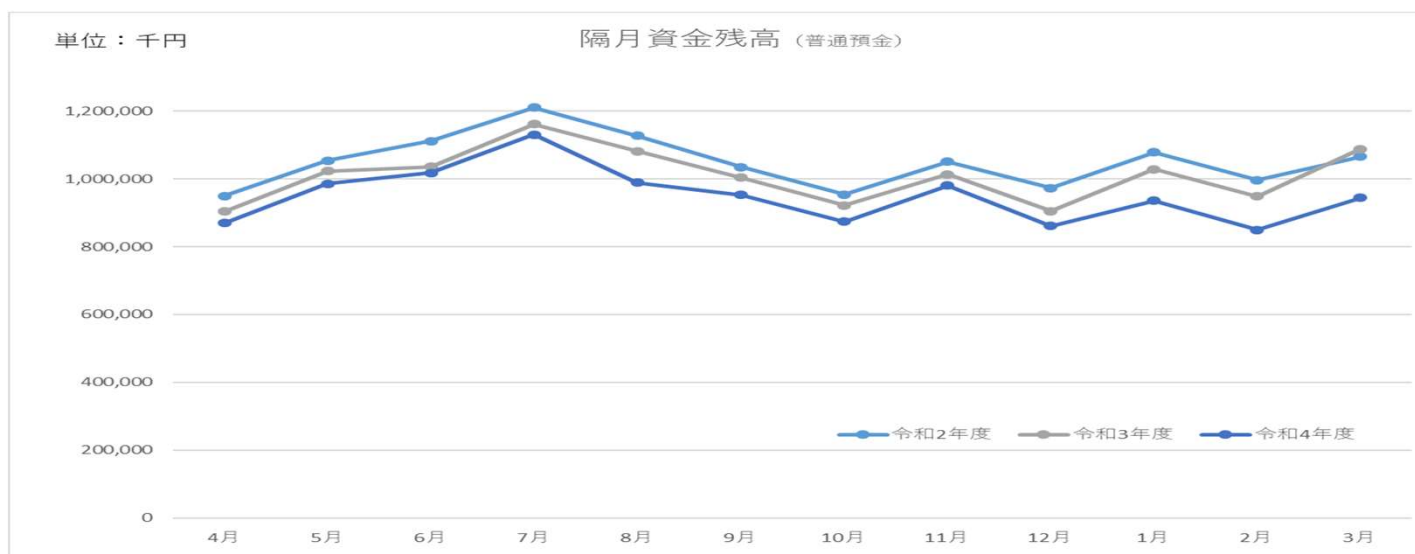


表 2

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
元金	335,547	350,843	347,723	353,697	329,654
利子	74,848	66,983	58,663	50,464	42,646
元利償還金	410,395	417,826	406,386	404,161	372,300

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
工事請負費	328,239	408,705	269,835	248,291	374,996

3.年度末内部留保資金

- ① 外部資金に頼ることができない維持運営費：**3億円**
- ② 企業債元金償還金：**4億円**
- ③ 災害に備えるための資金：**3億円**



☆健全な経営を確保するため、必要な資金は「10億円」！

4.三芳水道企業団経営収支の推計

単位：百万円

収益的収支	区分		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	収入	給水収益(水道料金)	1,414	1,405	1,410	1,415	1,412	1,416	1,378	1,366	1,355	1,343	1,331	1,319	1,307	1,295	1,283	1,271
	市補助金	262	265	272	289	280	294	289	273	275	278	271	273	302	308	320	334	
	県補助金	246	248	254	270	260	276	266	252	253	256	250	252	281	287	298	312	
	長期前受金戻入益	114	114	108	106	103	101	91	90	90	89	88	87	93	98	102	101	
	その他収益	31	34	28	46	32	33	38	35	35	35	34	36	36	35	36	36	
	計 ①	2,067	2,066	2,072	2,126	2,087	2,120	2,062	2,016	2,008	2,001	1,974	1,967	2,019	2,023	2,039	2,054	
支出	区分		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	人件費	154	154	154	154	171	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173
	支払利息	75	67	59	50	43	37	24	23	22	22	24	100	113	125	149	242	
	減価償却費	456	459	461	447	429	411	417	417	419	423	428	441	446	469	487	505	
	施設運転等費用	246	265	301	291	291	357	328	328	334	326	326	324	321	319	317	313	
	事務費	104	95	89	88	92	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	
	受水費	956	963	960	953	954	961	952	953	950	948	947	950	947	947	947	947	
	その他	57	75	89	96	95	110	96	97	99	75	73	74	79	79	81	82	
	計 ②	2,048	2,078	2,113	2,079	2,075	2,153	2,094	2,095	2,101	2,071	2,075	2,166	2,183	2,216	2,258	2,369	

①-②	3条単年度純利益(損益)	19	-12	-41	47	12	-33	-32	-79	-93	-70	-101	-199	-164	-193	-219	-315
-----	--------------	----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------

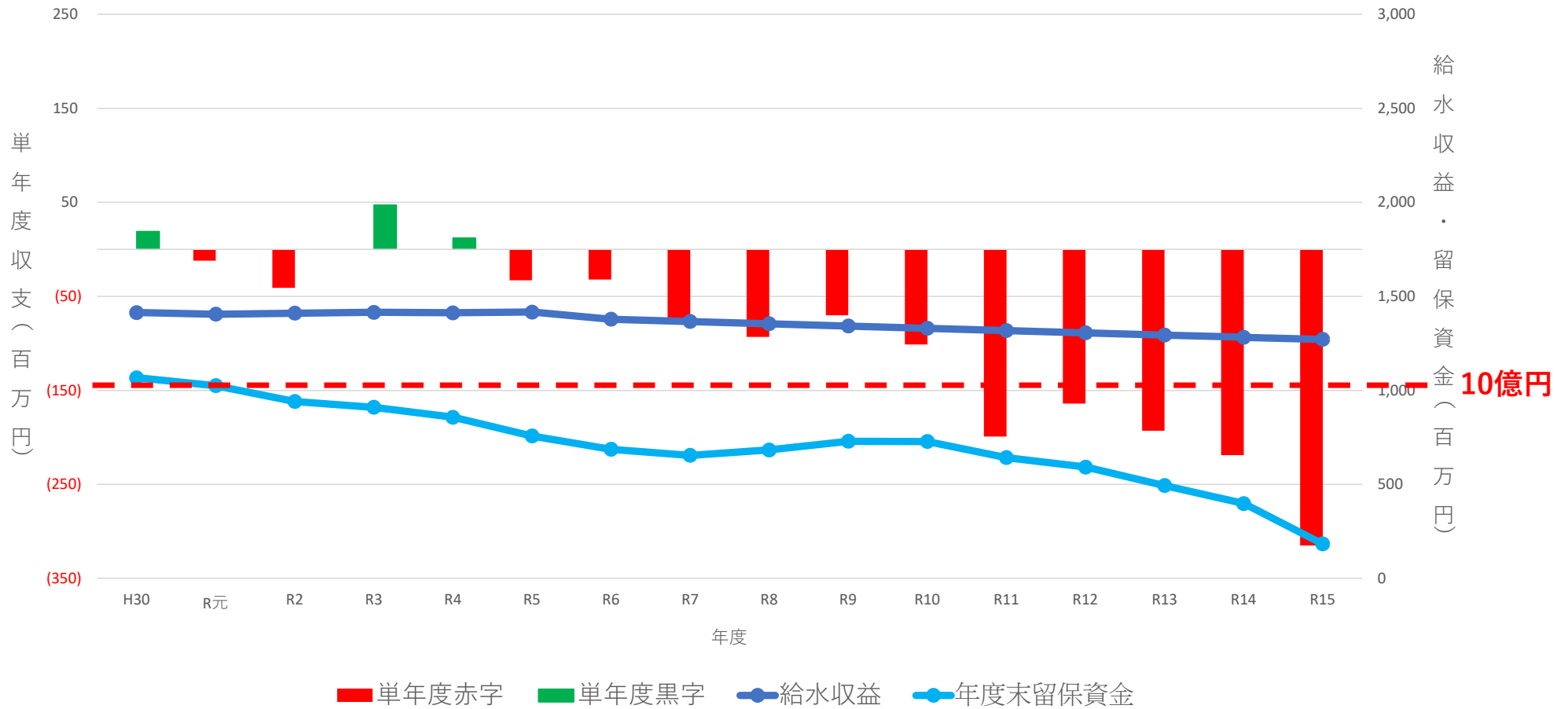
資本的収支	区分		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	収入	企業債補助金	169	241	172	128	224	291	329	312	382	560	241	360	363	395	613	550
	出資金	17	85	20	20	38	40	66	65	61	61	98	516	516	397	64	61	
	負担金	11	10	14	18	29	16	17	16	16	17	19	19	20	19	20	20	
	計 ③	202	363	206	166	291	347	412	393	459	638	377	1,123	1,127	977	697	631	
支出	区分		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	人件費	24	24	24	24	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
	建設改良	328	408	269	248	375	453	558	467	507	701	411	1,231	1,237	1,106	763	698	
	企業債償還金	335	351	348	354	330	313	271	250	209	197	222	223	220	227	244	279	
	計 ④	687	783	641	626	735	796	859	747	746	928	663	1,484	1,487	1,363	1,037	1,007	

③-④	4条収支差	-485	-420	-435	-460	-444	-449	-447	-354	-287	-290	-286	-361	-360	-386	-340	-376
-----	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
消費税資本的収支調整額	23	32	23	20	30	35	52	44	47	65	38	113	113	101	70	64
当年度発生内部留保資金	373	392	392	380	381	384	405	400	408	406	386	475	475	480	463	476
当年度不足額	-112	-28	-43	-80	-63	-65	-42	46	121	116	100	114	115	94	123	100
留保資金残高	915	887	844	764	701	636	594	640	761	877	977	1,091	1,206	1,300	1,423	1,523
利益剰余金残高(繰越欠損金)	152	140	99	146	158	125	93	14	-79	-149	-250	-449	-613	-806	-1,025	-1,340
年度末内部留保資金	1,067	1,027	943	910	859	761	687	654	682	728	727	642	593	494	398	183

企業債残高	3,395	3,285	3,109	2,883	2,777	2,755	2,813	2,875	3,048	3,411	3,430	3,567	3,710	3,878	4,247	4,518
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

5.財政収支・留保資金の推移 <<現行料金>>



現行料金	区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	給水収益	1,414	1,405	1,410	1,415	1,412	1,416	1,378	1,366	1,355	1,343	1,331	1,319	1,307	1,295	1,283	1,271
単年度収支	19	-12	-41	47	12	-33	-32	-79	-93	-70	-102	-199	-164	-193	-219	-315	
年度末留保資金	1,067	1,027	943	910	859	761	687	654	682	728	727	642	593	494	398	183	

5-①

《現行料金》 1月あたり

県内水道事業の
家庭用水道料金一覧表
口径13mmで20m³使用の場合
(令和5年4月1日現在)

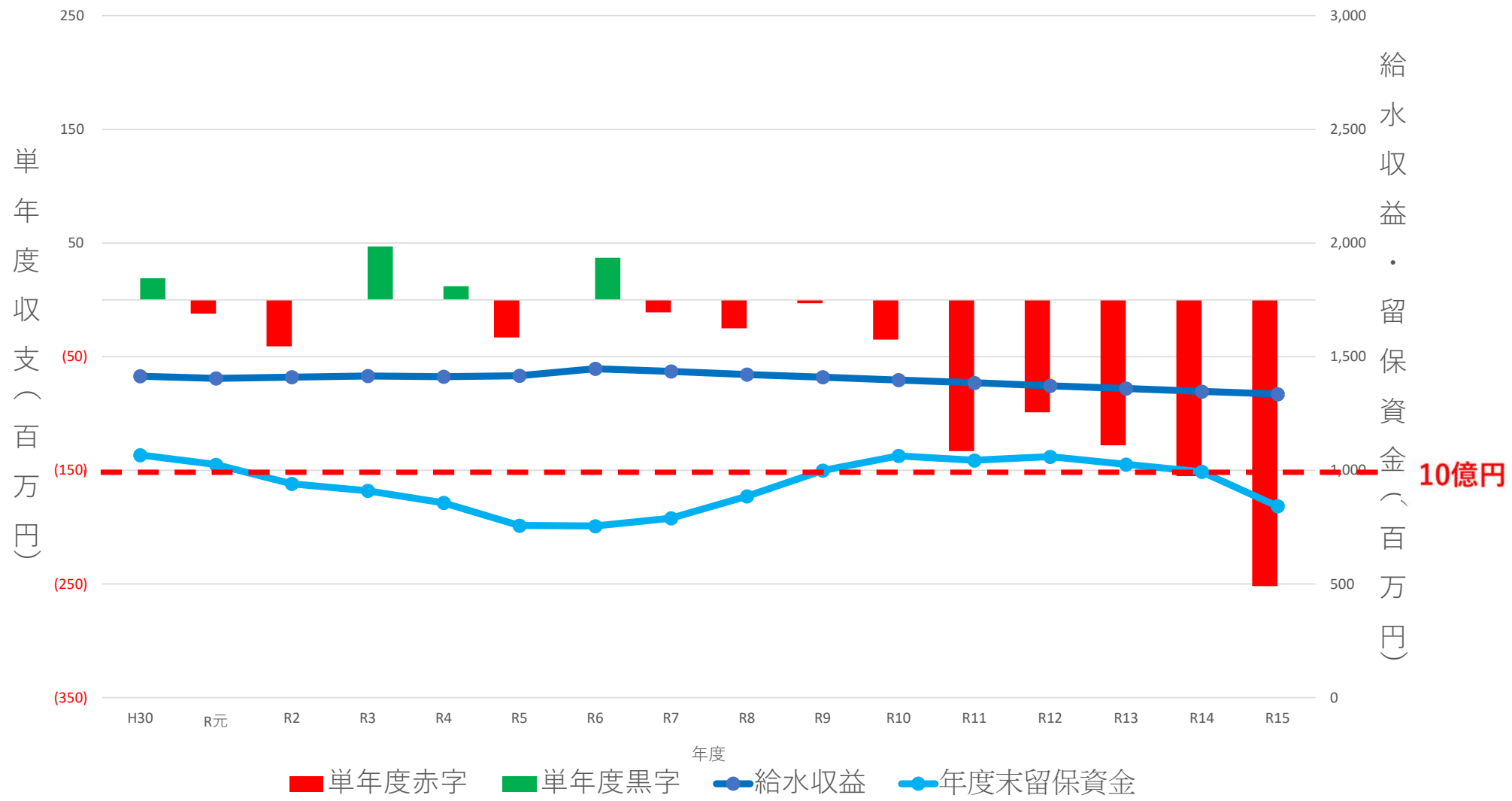
19位 ▶

順位	事業体	直近の料金改定年月 (消費税導入・増税のみの改定を除く)	(※1) 料金(円)	(※1) 1m ³ あたり料金 (円)
1	鋸南町	H 24年4月	5,005	250.25
2	大多喜町	H 18年4月	4,994	249.70
3	かずさ水道広域連合企業団(富津市域)	H 31年2月	4,895	244.75
4	勝浦市	R 4年4月	4,862	243.10
5	香取市(栗源簡水)	H 22年4月	4,730	236.50
5	御宿町	H 13年5月	4,730	236.50
5	香取市(佐原・小見川)	H 20年10月	4,730	236.50
8	東庄町(第1・第2)	H 19年4月	4,620	231.00
8	旭市	H 30年10月	4,620	231.00
10	鴨川市	H 17年2月	4,565	228.25
10	かずさ水道広域連合企業団(君津市域)	H 28年4月	4,565	228.25
12	八戸水道企業団	H 12年4月	4,532	226.60
13	神崎町	H 21年3月	4,400	220.00
14	山武市	H 13年10月	4,312	215.60
14	成田市(大栄簡水)	H 15年10月	4,312	215.60
16	山武郡市広域水道企業団	H 12年4月	4,306	215.30
17	かずさ水道広域連合企業団(木更津市域)	H 16年7月	4,290	214.50
18	富里市	H 9年4月	4,158	207.90
19	三芳水道企業団	H 30年4月	4,088	204.40
19	南房総市	H 30年4月	4,088	204.40
21	長門川水道企業団	H 23年4月	4,070	203.50
22	いすみ市	H 17年12月	4,037	201.85
23	成田市(下総簡水)	H 19年10月	3,982	199.10
24	八街市	H 16年4月	3,970	198.50
25	印西市	H 26年4月	3,960	198.00
25	多古町	H 16年4月	3,960	198.00
27	長生郡市広域市町村圏組合	H 8年10月	3,943	197.15
28	芝山町(※2)	R 4年4月	3,905	195.25
29	白井市	R 2年4月	3,883	194.15
30	かずさ水道広域連合企業団(袖ヶ浦市域)	H 31年2月	3,800	190.00
31	酒々井市	H 11年4月	3,300	165.00
32	佐倉市	H 4年4月	3,098	154.90
33	銚子市	H 8年4月	3,069	153.45
34	野田市	H 21年4月	2,783	139.15
35	松戸市	H 8年4月	2,761	138.05
36	成田市(成田)	H 24年4月	2,739	136.95
37	我孫子市	H 22年4月	2,695	134.75
38	千葉市	H 8年4月	2,690	134.50
38	千葉県	H 8年4月	2,690	134.50
38	市原市	H 8年6月	2,690	134.50
41	流山市	H 29年4月	2,673	133.65
42	八千代市	R 元年10月	2,420	121.00
43	四街道市	H 14年4月	2,310	115.50
44	柏市	H 11年7月	2,266	113.30
45	習志野市	H 17年6月	2,101	105.05

※

- 1 料金には、メーター使用料金及び消費税を含む。
- 2 芝山町では、R10年度から給水開始予定だが、既に料金設定されており、また、HPでも公表されていることから、上記表内に記載する。

6.財政収支・留保資金の推移 ‹‹令和6年5%改定の場合››



6-①

財政収支・留保資金の推移 ‹‹令和6年5%改定の場合››

単位：百万円

	区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
改定率5%	給与収益	1,414	1,405	1,410	1,415	1,412	1,416	1,447	1,435	1,422	1,410	1,397	1,385	1,372	1,360	1,347	1,335
	単年度収支	19	-12	-41	47	12	-33	37	-10	-25	-3	-35	-132	-98	-128	-154	-252
	年度末留保資金	1,067	1,027	943	910	859	761	758	794	889	1,002	1,067	1,050	1,065	1,031	1,000	846

令和6年度 見込額 5%改定後
 給与収益の増加額：1,378,359千円⇒1,447,300千円
 68,941千円増



令和15年度 当初見込額 5%改定後
 給与収益の増加額：1,271,015千円⇒1,334,587千円
 63,572千円増

6-②

「令和6年5%改定の場合」

県内水道事業の
家庭用水道料金一覧表
口径13mmで20m³使用の場合
(令和5年4月1日現在との比較)

1ヶ月20m³使用
(平均的な家庭での増加額)
4,088円⇒4,292円
204円増/月

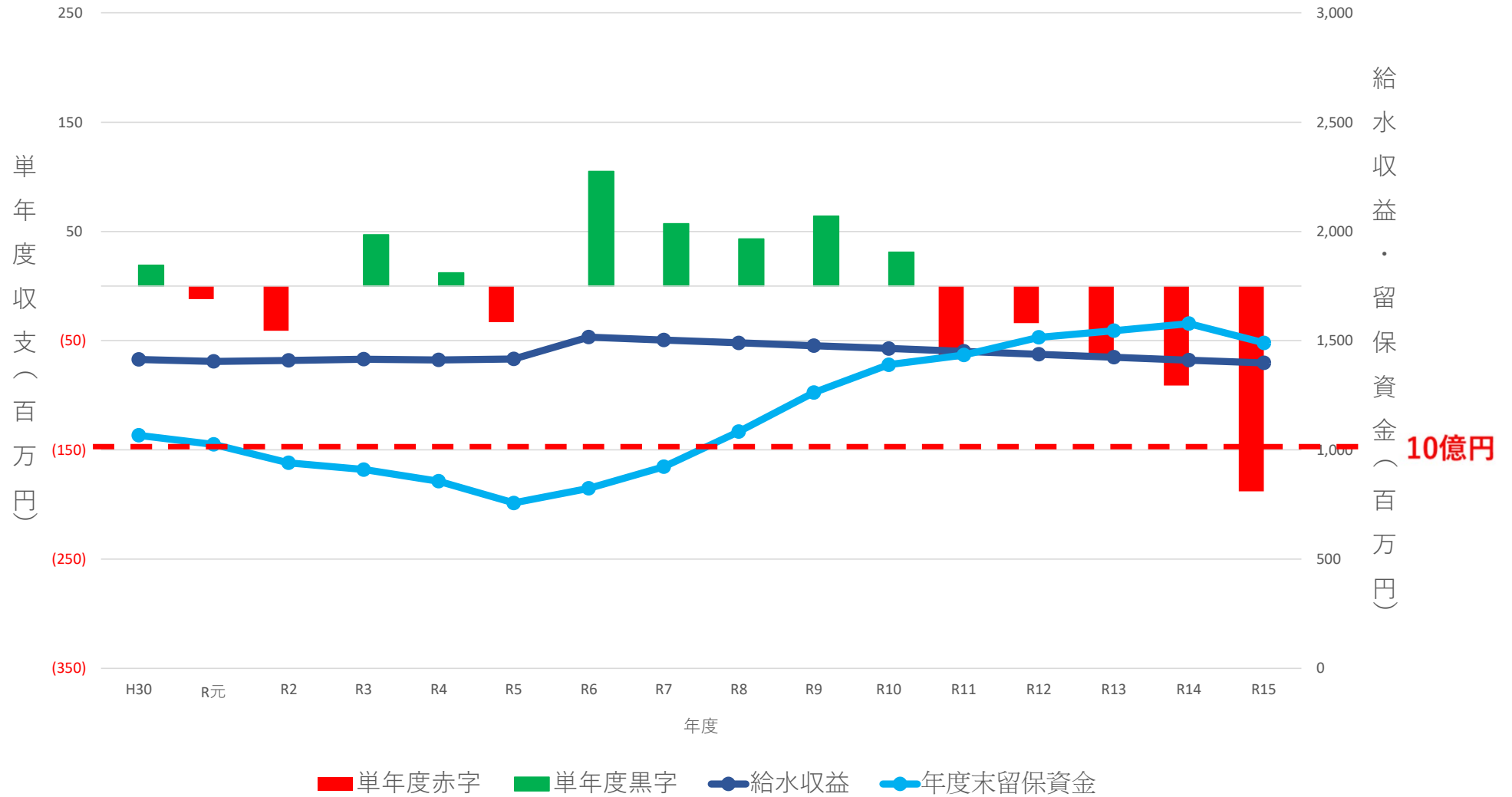
17位▶

順位	事業体	直近の料金改定年月 (消費税導入・増税のみの改定を除く)	(※1) 料金(円)	(※1) 1m ³ あたり料金(円)
1	鋸南町	H 24年4月	5,005	250.25
2	大多喜町	H 18年4月	4,994	249.70
3	かずさ水道広域連合企業団(富津市域)	H 31年2月	4,895	244.75
4	勝浦市	R 4年4月	4,862	243.10
5	香取市(栗源簡水)	H 22年4月	4,730	236.50
5	御宿町	H 13年5月	4,730	236.50
5	香取市(佐原・小見川)	H 20年10月	4,730	236.50
8	東庄町(第1・第2)	H 19年4月	4,620	231.00
8	旭市	H 30年10月	4,620	231.00
10	鴨川市	H 17年2月	4,565	228.25
10	かずさ水道広域連合企業団(君津市域)	H 28年4月	4,565	228.25
12	八匠水道企業団	H 12年4月	4,532	226.60
13	神崎町	H 21年3月	4,400	220.00
14	山武市	H 13年10月	4,312	215.60
14	成田市(大栄簡水)	H 15年10月	4,312	215.60
16	山武郡市広域水道企業団	H 12年4月	4,306	215.30
17	三芳水道企業団	—	4,292	—
17	南房総市	—	4,292	—
19	かずさ水道広域連合企業団(木更津市域)	H 16年7月	4,290	214.50
20	富里市	H 9年4月	4,158	207.90
21	長門川水道企業団	H 23年4月	4,070	203.50
22	いすみ市	H 17年12月	4,037	201.85
23	成田市(下総簡水)	H 19年10月	3,982	199.10
24	八街市	H 16年4月	3,970	198.50
25	印西市	H 26年4月	3,960	198.00
25	多古町	H 16年4月	3,960	198.00
27	長生郡市広域市町村圏組合	H 8年10月	3,943	197.15
28	芝山町(※2)	R 4年4月	3,905	195.25
29	白井市	R 2年4月	3,883	194.15
30	かずさ水道広域連合企業団(袖ヶ浦市域)	H 31年2月	3,800	190.00
31	酒々井市	H 11年4月	3,300	165.00
32	佐倉市	H 4年4月	3,098	154.90
33	銚子市	H 8年4月	3,069	153.45
34	野田市	H 21年4月	2,783	139.15
35	松戸市	H 8年4月	2,761	138.05
36	成田市(成田)	H 24年4月	2,739	136.95
37	我孫子市	H 22年4月	2,695	134.75
38	千葉市	H 8年4月	2,690	134.50
38	千葉県	H 8年4月	2,690	134.50
38	市原市	H 8年6月	2,690	134.50
41	流山市	H 29年4月	2,673	133.65
42	八千代市	R 元年10月	2,420	121.00
43	四街道市	H 14年4月	2,310	115.50
44	柏市	H 11年7月	2,266	113.30
45	習志野市	H 17年6月	2,101	105.05

※

- 1 料金には、メーター使用料金及び消費税を含む。
- 2 芝山町では、R10年度から給水開始予定だが、既に料金設定されており、また、HPでも公表されていることから、上記表内に記載する。

7.財政収支・留保資金の推移 ‹‹令和6年10%改定の場合››



7-①

財政収支・留保資金の推移 ‹‹令和6年10%改定の場合››

単位：百万円

改定率10%	区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	給水収益	1,414	1,405	1,410	1,415	1,412	1,416	1,516	1,503	1,490	1,477	1,464	1,451	1,438	1,424	1,411	1,398
単年度収支	19	-12	-41	47	12	-33	106	58	42	64	32	-67	-32	-65	-90	-188	
年度末留保資金	1,067	1,027	943	910	859	761	827	927	1,087	1,265	1,394	1,439	1,521	1,549	1,584	1,494	

令和6年度 見込額 10%改定後
 給水収益の増加額：1,378,359千円⇒1,516,184円
 137,825千円増



令和15年度 当初見込額 10%改定後
 給水収益の増加額：1,271,015千円⇒1,398,106千円
 127,091千円増

7-②

《令和6年10%改定の場合》

県内水道事業の
家庭用水道料金一覧表
口径13mmで20m³使用の場合
(令和5年4月1日現在との比較)

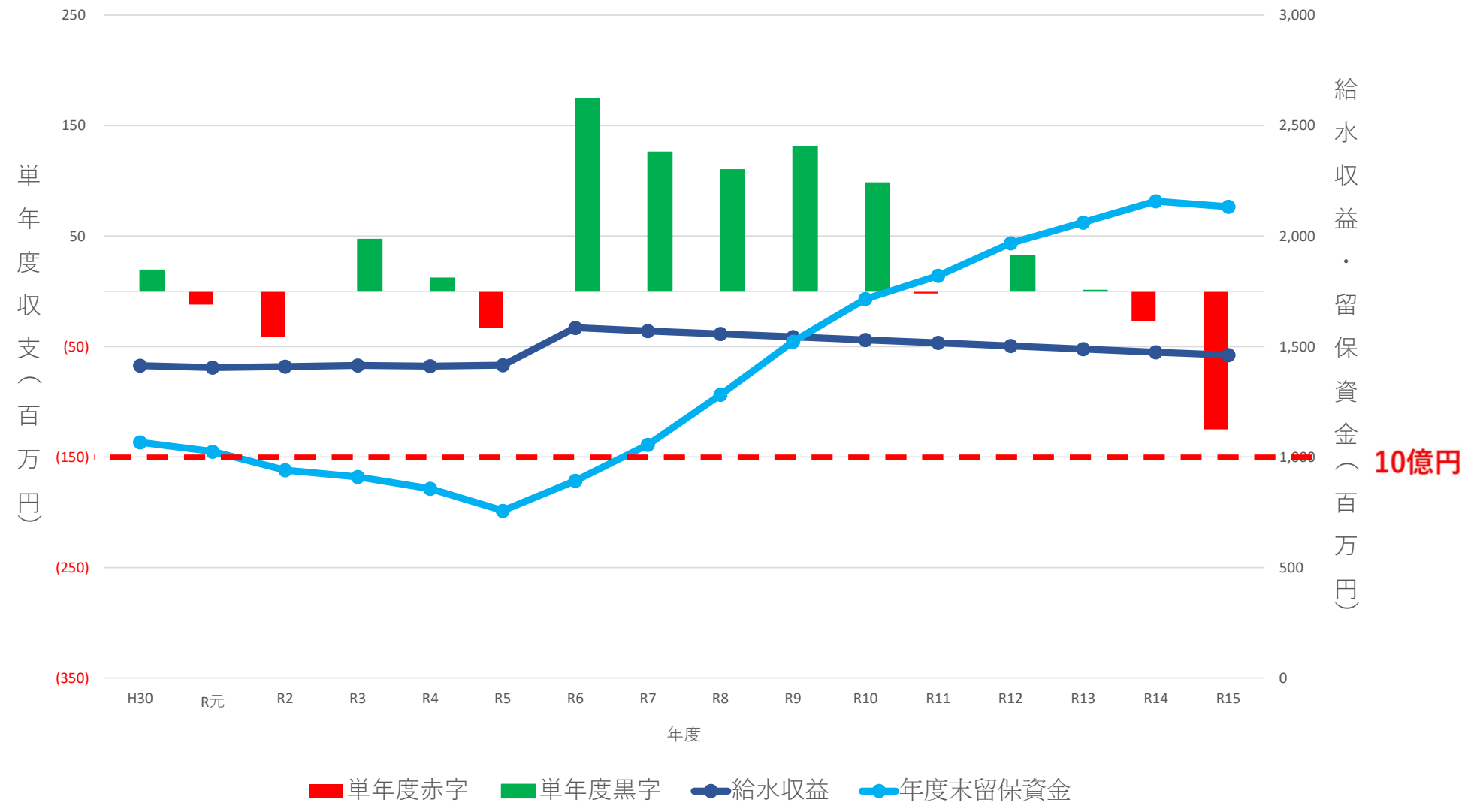
1ヶ月20m³使用
(平均的な家庭での増加額)
4,088円⇒4,496円
408円増/月

13位▶

順位	事業体	直近の料金改定年月 (消費税導入・増税のみの改定を除く)	(※1) 料金 (円)	(※1) 1m ³ 当たり料金 (円)
1	鋸南町	H 24年4月	5,005	250.25
2	大多喜町	H 18年4月	4,994	249.70
3	かずさ水道広域連合企業団 (富津市域)	H 31年2月	4,895	244.75
4	勝浦市	R 4年4月	4,862	243.10
5	香取市 (栗源簡水)	H 22年4月	4,730	236.50
5	御宿町	H 13年5月	4,730	236.50
5	香取市 (佐原・小見川)	H 20年10月	4,730	236.50
8	東庄町 (第1・第2)	H 19年4月	4,620	231.00
8	旭市	H 30年10月	4,620	231.00
10	鴨川市	H 17年2月	4,565	228.25
10	かずさ水道広域連合企業団 (君津市域)	H 28年4月	4,565	228.25
12	八咫水道企業団	H 12年4月	4,532	226.60
13	三芳水道企業団	—	4,496	—
13	南房総市	—	4,496	—
15	神崎町	H 21年3月	4,400	220.00
16	山武市	H 13年10月	4,312	215.60
16	成田市 (大栄簡水)	H 15年10月	4,312	215.60
18	山武都市広域水道企業団	H 12年4月	4,306	215.30
19	かずさ水道広域連合企業団 (木更津市域)	H 16年7月	4,290	214.50
20	富里市	H 9年4月	4,158	207.90
21	長門川水道企業団	H 23年4月	4,070	203.50
22	いすみ市	H 17年12月	4,037	201.85
23	成田市 (下総簡水)	H 19年10月	3,982	199.10
24	八街市	H 16年4月	3,970	198.50
25	印西市	H 26年4月	3,960	198.00
25	多古町	H 16年4月	3,960	198.00
27	長生都市広域市町村圏組合	H 8年10月	3,943	197.15
28	芝山町 (※2)	R 4年4月	3,905	195.25
29	白井市	R 2年4月	3,883	194.15
30	かずさ水道広域連合企業団 (袖ヶ浦市域)	H 31年2月	3,800	190.00
31	酒々井市	H 11年4月	3,300	165.00
32	佐倉市	H 4年4月	3,098	154.90
33	銚子市	H 8年4月	3,069	153.45
34	野田市	H 21年4月	2,783	139.15
35	松戸市	H 8年4月	2,761	138.05
36	成田市 (成田)	H 24年4月	2,739	136.95
37	我孫子市	H 22年4月	2,695	134.75
38	千葉市	H 8年4月	2,690	134.50
38	千葉県	H 8年4月	2,690	134.50
38	市原市	H 8年6月	2,690	134.50
41	流山市	H 29年4月	2,673	133.65
42	八千代市	R 元年10月	2,420	121.00
43	四街道市	H 14年4月	2,310	115.50
44	柏市	H 11年7月	2,266	113.30
45	習志野市	H 17年6月	2,101	105.05

- ※
- 1 料金には、メーター使用料金及び消費税を含む。
 - 2 芝山町では、R10年度から給水開始予定だが、既に料金設定されており、また、HPでも公表されていることから、上記表内に記載する。

8.財政収支・留保資金の推移 <<令和6年15%改定の場合>>



8-①

財政収支・留保資金の推移 ‹‹令和6年15%改定の場合››

単位（百万円）

	区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
改定率15%	給水収益	1,414	1,405	1,410	1,415	1,412	1,416	1,585	1,571	1,558	1,544	1,530	1,517	1,503	1,489	1,475	1,462
	単年度収支	19	-12	-41	47	12	-33	174	125	111	131	97	-1	32	1	-26	-124
	年度末内部留保資金	1,067	1,027	943	910	859	761	895	1,059	1,286	1,527	1,717	1,827	1,972	2,065	2,163	2,138

令和6年度 見込額 15%改定後
給水収益の増加額：1,378,359千円⇒1,585,124千円
206,765千円増



令和15年度 当初見込額 15%改定後
給水収益の増加額：1,271,015千円⇒1,461,678千円
190,663千円増

8-②

《令和6年15%改定の場合》

県内水道事業の
家庭用水道料金一覧表
口径13mmで20m³使用の場合
(令和5年4月1日現在との比較)

8位 ▶

1ヶ月20m³使用
(平均的な家庭での増加額)
4,088円⇒4,701円
613円増/月

※

- 1 料金には、メーター使用料金及び消費税を含む。
- 2 芝山町では、R10年度から給水開始予定だが、既に料金設定されており、また、HPでも公表されていることから、上記表内に記載する。

順位	事業体	直近の料金改定年月 (消費税導入・増税のみの改定を除く)	(※1) 料金 (円)	(※1) 1m ³ 当たり料金 (円)
1	鋸南町	H 24年4月	5,005	250.25
2	大多喜町	H 18年4月	4,994	249.70
3	かずさ水道広域連合企業団 (富津市域)	H 31年2月	4,895	244.75
4	勝浦市	R 4年4月	4,862	243.10
5	香取市 (栗源簡水)	H 22年4月	4,730	236.50
5	御宿町	H 13年5月	4,730	236.50
5	香取市 (佐原・小見川)	H 20年10月	4,730	236.50
8	三芳水道企業団	—	4,701	—
8	南房総市	—	4,701	—
10	東庄町 (第1・第2)	H 19年4月	4,620	231.00
10	旭市	H 30年10月	4,620	231.00
12	鴨川市	H 17年2月	4,565	228.25
12	かずさ水道広域連合企業団 (君津市域)	H 28年4月	4,565	228.25
14	八匠水道企業団	H 12年4月	4,532	226.60
15	神崎町	H 21年3月	4,400	220.00
16	山武市	H 13年10月	4,312	215.60
16	成田市 (大栄簡水)	H 15年10月	4,312	215.60
18	山武郡市広域水道企業団	H 12年4月	4,306	215.30
19	かずさ水道広域連合企業団 (木更津市域)	H 16年7月	4,290	214.50
20	富里市	H 9年4月	4,158	207.90
21	長門川水道企業団	H 23年4月	4,070	203.50
22	いすみ市	H 17年12月	4,037	201.85
23	成田市 (下総簡水)	H 19年10月	3,982	199.10
24	八街市	H 16年4月	3,970	198.50
25	印西市	H 26年4月	3,960	198.00
25	多古町	H 16年4月	3,960	198.00
27	長生郡市広域市町村圏組合	H 8年10月	3,943	197.15
28	芝山町 (※2)	R 4年4月	3,905	195.25
29	白井市	R 2年4月	3,883	194.15
30	かずさ水道広域連合企業団 (袖ヶ浦市域)	H 31年2月	3,800	190.00
31	酒々井市	H 11年4月	3,300	165.00
32	佐倉市	H 4年4月	3,098	154.90
33	銚子市	H 8年4月	3,069	153.45
34	野田市	H 21年4月	2,783	139.15
35	松戸市	H 8年4月	2,761	138.05
36	成田市 (成田)	H 24年4月	2,739	136.95
37	我孫子市	H 22年4月	2,695	134.75
38	千葉市	H 8年4月	2,690	134.50
38	千葉県	H 8年4月	2,690	134.50
38	市原市	H 8年6月	2,690	134.50
41	流山市	H 29年4月	2,673	133.65
42	八千代市	R 元年10月	2,420	121.00
43	四街道市	H 14年4月	2,310	115.50
44	柏市	H 11年7月	2,266	113.30
45	習志野市	H 17年6月	2,101	105.05

9.基本料金と従量料金

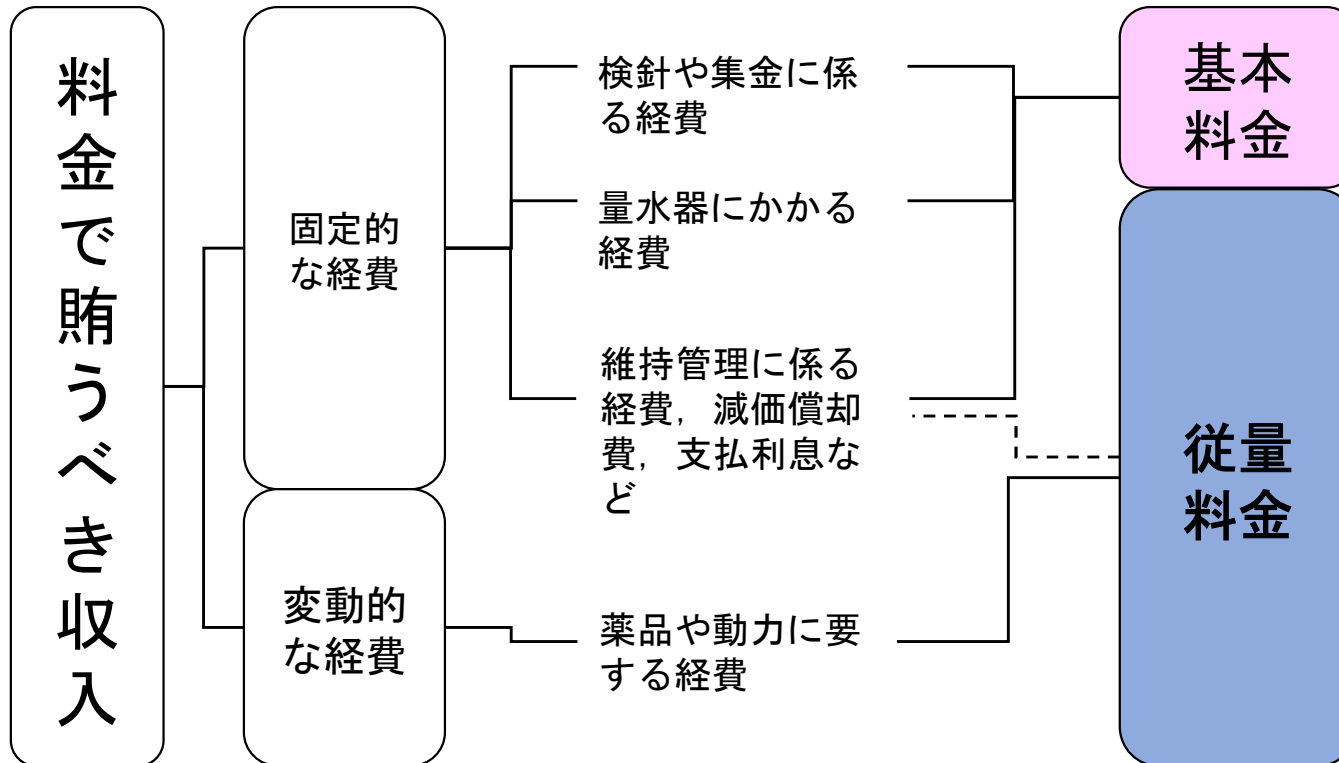
▶ 基本料金とは

- ① 水を全く使用しない場合でも生じるメータ検針や料金収納などにかかる必要な経費を賄うために、お客さまに共通してご負担をお願いしている料金
- ② 目的：使用水量とは関係なく給水をするために必要な経費を賄うため。
 - ・代表的な経費は、量水器費，徴収関係の経費，人件費，減価償却費，支払利息など

▶ 従量料金とは

- ① 水の使用量に応じてお客様にご負担いただく料金
- ② 目的：使用者の使用量に応じて給水するために必要となる経費を賄うため。
 - ・代表的な経費は，薬品費，動力費など

10.基本料金と従量料金



※**固定的経費を全て基本料金に割り振ってしまうと、基本料金が相当高額となるため、その一部は、従量料金に割振っている。**

11.従量料金の逡増型

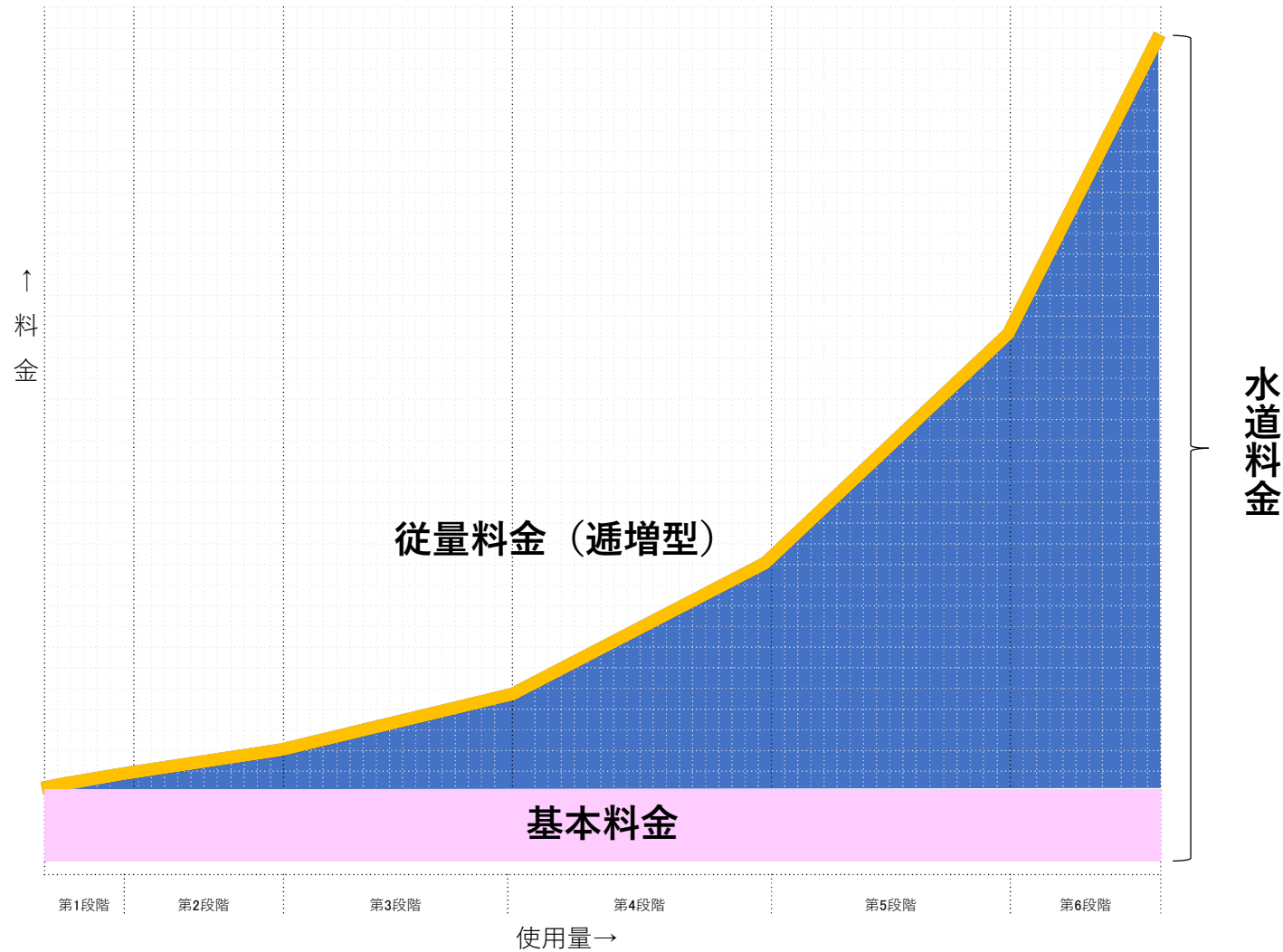
▶ 従量料金の逡増型とは

水をたくさん使うほど料金単価が高くなる仕組み

▶ 目的

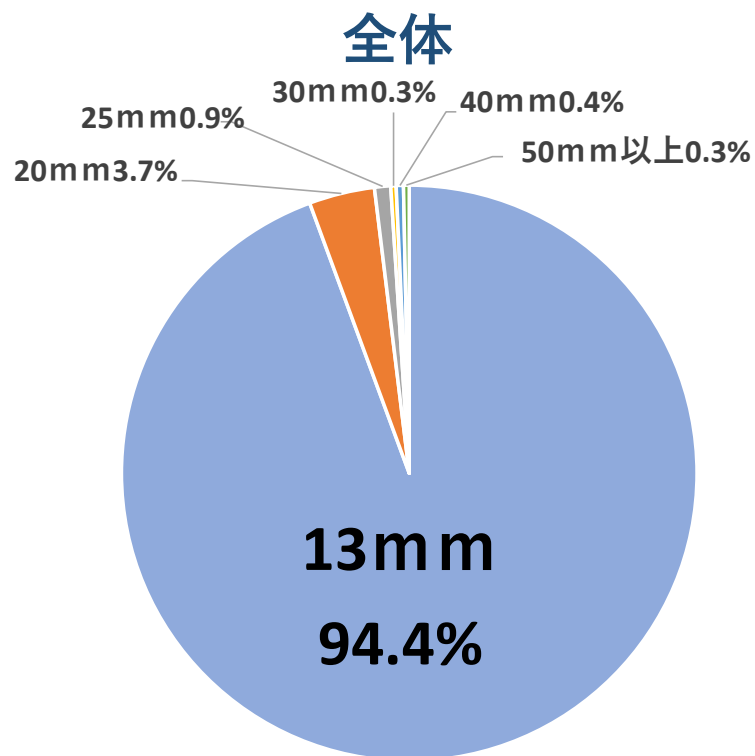
- ◆給水量の急激な増加を抑制するため（節水）
- ◆生活に必要な水を安価に供給するため
- ◆応分の負担を求めるため

12.基本料金と従量料金(逓増型)

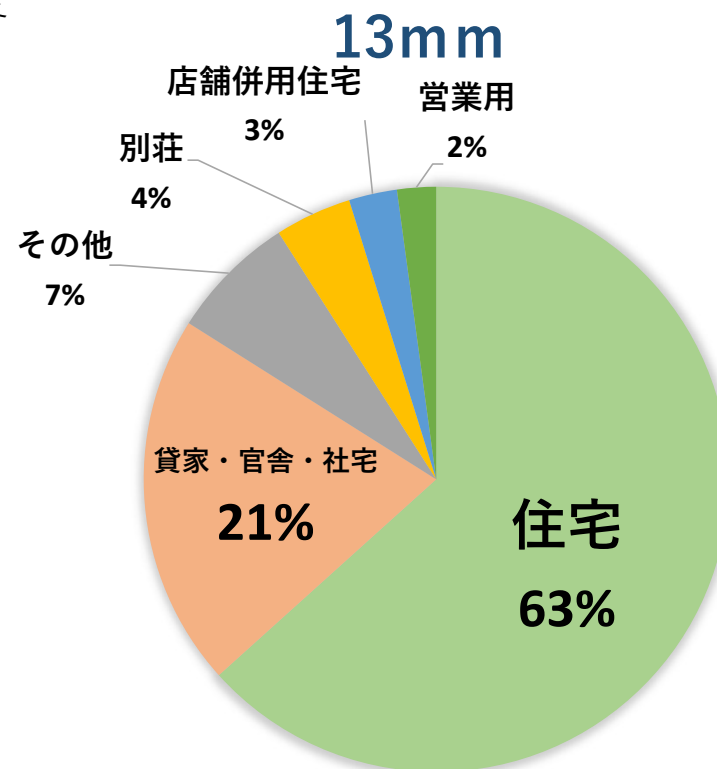


13.口径別、用途別（13mm）使用件数割合

令和4年度



口径別調定延件数のうち全体の94.4%がΦ13mmである。



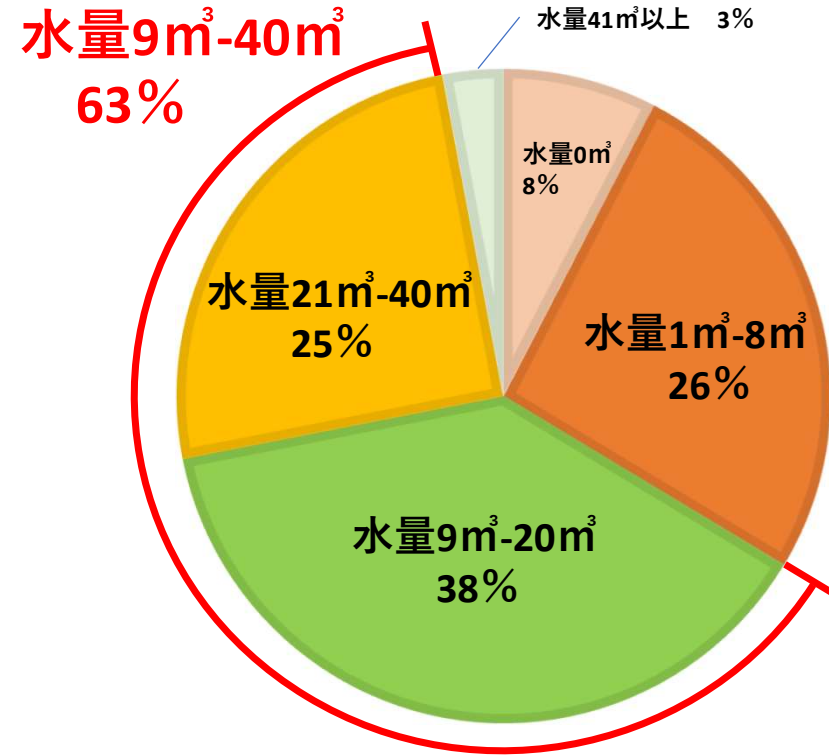
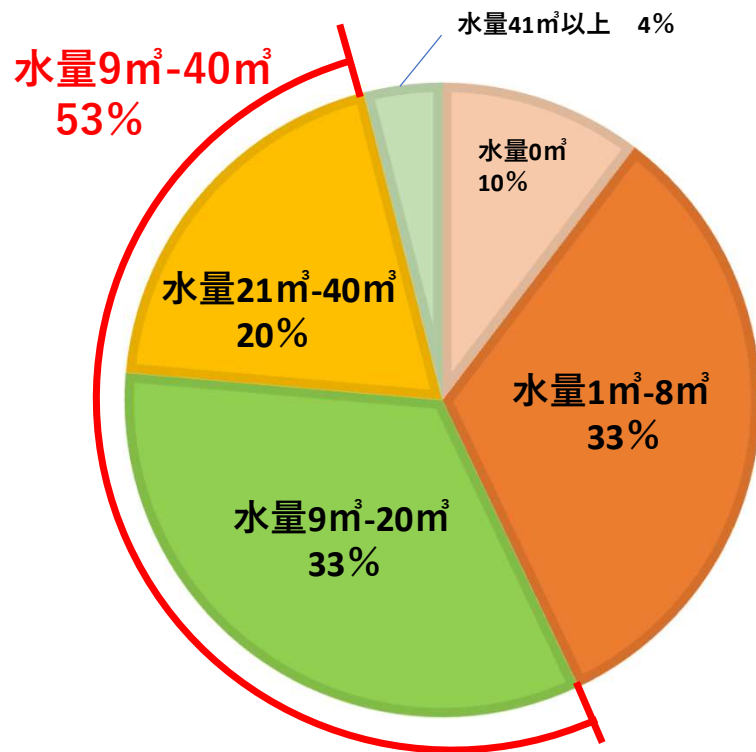
13mmの用途別調定延件数のうち全体の63%が住宅である。

14.1か月当たりの水量段階別件数割合

全体

令和4年度

住宅



1か月当たりの使用水量が9m³から40m³の件数が、全体の63%を占めている。